

令和6年度第2回印西クリーンセンター環境委員会

会 議 録

1 期 日 令和6年9月7日（土）午前10時から12時まで

2 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

3 委員出欠状況

☆甲（9名中 9名出席）

1 組 合 事務局長	伊 藤 章	6 次期施設推進室室長	国 友 栄 一
2 組 合 庶務課長	山 崎 昌 志	7 印西市クリーン推進課長	根 本 健 吾
3 印西CC 工場長	塩 崎 一 郎	8 白井市環境課長	鈴 木 陽 介
4 印西CC 業務班 副主幹	岩 井 一 宏	9 栄町経済環境課 副参事	猪 瀬 泰 志
5 印西CC 施設班 主査	赤 城 英 之		

☆乙（24名中 18名出席）

1 小倉町内会	○欠席	15 小倉台アピック21自治会	不在
2 牧の木戸一丁目自治会	●出席	16 ファーストスクエア小倉台団地自治会	●出席
3 木刈三丁目町内会	●出席	17 セントスクエア小倉台団地自治会	不在
4 木刈四丁目自治会	●出席	18 サードスクエア小倉台団地自治会	●出席
5 木刈五丁目自治会	●出席	19 原山西町内会	不在
6 内野町内会	不在	20 木刈一丁目町内会	●出席
7 内野西団地自治会	●出席	21 ネオックス自治会	●出席
8 内野東団地自治会	●出席	22 高花二丁目北自治会	●出席
9 内野中央団地自治会	●出席	23 桜台4番街自治会	○欠席
10 内野南第二団地町内会	●出席	24 桜台6番街団地自治会	○欠席
11 原山レジデンス自治会	○欠席	25 ガーデンハウス木刈自治会	●出席
12 原山町内会	●出席	26 大塚三丁目町内会	●出席
13 高花一丁目自治会	○欠席	27 コロネード原山町内会	●出席
14 高花四丁目町内会	●出席	28 原山花の丘自治会	○欠席

☆傍聴者 1名 ☆事務局 3名

会議次第

- 1 開 会
- 2 議長選出（乙側委員）
- 3 議事録署名人の選出
- 4 議 事

（1）印西クリーンセンター操業状況について

- (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
- (3) 自治会からの質問事項の回答について

5 その他

6 閉 会

配布資料

- ・報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料1)
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・(資料2)
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・(資料3)
- ・自治会側から事前に提出された資料(写)について・・・・・・・・・・(資料4)
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・・・(資料5)
- ・印西クリーンセンターの操業状況及び公害防止に関する協定書の改訂・(資料6)

4 議 事

【事務局からの連絡事項】

(1) 新管理者の報告

事務局長の伊藤でございます。日頃より印西クリーンセンターに対しましてご支援ご協力の方を賜りまして、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。印西市長選挙が7月21日に施行されました。その結果、新たに印西市長に藤代健吾氏が、当選されたところでございます。これに伴いまして、8月6日に、正副管理者会議を行ないまして、互選により新しい管理者を藤代健吾印西市長に決定されましたことを、ここでご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

(2) 令和6年第1回印西クリーンセンター環境委員会会議録の訂正とお詫び

印西クリーンセンター工場長塩崎でございます。私の方から訂正とお詫びをさせていただきます。先般前回の会議録を、皆様方にお配りさせていただきましたが、掲載中の名前を本来、乙委員と書くところ、こちらの確認ミスによりまして、そのまま氏名で掲載して個人が特定できるような状況となってしまいました。この場をお借り致しまして、お詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。今後は、このようなことがおきませんよう、より一層注意を払っていきたくと思います。また今後につきましては会議録の表題に記載しております各委員の氏名につきましても、自治会名と出席・欠席のみの掲載に変更していきたいと考えております。この度は大変ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。

議題(1)【印西クリーンセンター操業状況について】

表-1)、令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

令和6年度第2回印西クリーンセンター環境委員会と書いてある冊子の4ページをご覧ください。報告事項、操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について、ご報告いたします。

令和6年4月から5月までは報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている6月分から7月分をご報告いたします。

なお、事前に資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、令和6年度7月までの合計値と前年比をご報告させていただきます。

令和6年度7月までのごみ搬入量合計は16,607トン、前年度と比較しますと226トン約1.38%の増、うち事業系ごみの合計は4,550トン、前年度と比較しますと138トン約3.13%の増となっております。

ごみ焼却量合計は15,321トン、前年度と比較しますと179トン約1.15%の減となっております。

5ページ、6ページは、ただいま説明しました、ごみ搬入量推移及び1人1日当たりのごみ量を折れ線グラフにあらわしたものとなります。

続きまして環境測定結果を報告いたします。

表-2) ①、排出ガス測定

1号炉で令和6年4月24日に、2号炉で令和6年5月20日に、測定を行っており、その結果は全て協定値、水銀に関しては規制値の範囲内でございます。

表-2) ②、排出ガス測定（ダイオキシン類）

1号炉で令和6年4月23日に測定を行い、また、2号炉で令和6年5月21日に測定を行っており、その結果は、どちらも規制値、協定値の範囲内でございます。

また、同ページ右側に記載の焼却灰に含まれるダイオキシン類ですが、こちらは、1号炉で令和6年4月23日に測定を行い、その結果は規制値の範囲内でありました。また、2号炉で令和6年5月21日に測定を行っており、その結果は、どちらも規制値の範囲内でございます。

さらに同ページ右側の下部に記載の処理飛灰に含まれるダイオキシン類ですが、令和6年5月21日に、測定を行っており、その結果は規制値の範囲内でございます。

表-3)、騒音・振動測定

令和6年5月20日から21日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でございます。

なお、15ページの表-9)に当日の気象状況、16ページにそれぞれの測定位置を図示してあります。

表-4) 悪臭物質測定

令和6年4月23日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でございます。

こちらも15ページに当日の気象状況、16ページにそれぞれの測定位置を図示してあります。

表-5) 臭気濃度測定

令和6年4月24日に敷地境界、煙突出口、臭突出口で測定を行い、その結果は全て目標値の範囲内でございます。

表－６）、処理水の水質測定

協定書第 6 条、第 8 条の規定により、健康被害の生ずる恐れのある 10 項目を年 1 回測定するものです。令和 6 年 6 月 17 日に測定を行い、その結果はダイオキシン類を除いた 9 項目は、不検出又は定量下限値未満となっております。

表－７）、排ガス中の重金属測定

令和 6 年 5 月 20 日に測定を行い、測定結果としましては、測定項目全てで定量下限値未満でございます。

表－８）ごみ質分析の調査結果

既に測定結果を報告済みであります。令和 6 年 4 月 24 日に測定しましたところ、紙類 36.2%、厨芥類 8.6%、布類 2.6%、草木類 7%、プラスチック類 38.1%、ゴム類 2.2%、金属類 0.3%、ガラス類 0.9%、瀬戸物、砂、石 2.1%、その他 2%、水分 43.4%、見掛け比重 0.18 キログラムパーリットル、低位発熱量 2,391 キロカロリーパーキログラムでした。

まとめ

まとめとして極めて簡単ではありますが、測定結果を一言で記載しました。令和 6 年 6 月から 7 月の操業状況の報告として各種測定結果について規制値、協定値及び目標値以内で問題はありませんでした。

【搬入車両集と搬出車両数】

（令和 6 年 4 月～令和 6 年 7 月搬入車両数）

令和 6 年度 4 月から 7 月の搬入車両の合計が 13,112 台で、前年度との比較では 270 台、2.1%の増となっております。

搬出車両の合計は 747 台で、前年同時期との比較では、26 台、3.61%の増となっております。搬入車両数と搬出車両数の報告は、以上です。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

印西クリーンセンター放射性物質に関する報告です。焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の 7 月で、飛灰が 130 ベクレル、主灰は 53 ベクレルでした。20 ページの排ガス中の放射性セシウムの測定は月 1 回行っており、これまで検出されたことはありません。

空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計 9 地点で週 1 回測定しており、そのうち第 1 地点、第 2 地点、第 3 地点、第 4 地点、第 6 地点の 5 地点は、指定廃棄物の一時保管場所の近くと、クリーンセンター敷地境界の東西南北、四隅に相当する地点ということで、当該各箇所を載せています。直近 7 月の測定平均で一番高いのは、第 1 地点で 0.079 マイクロシーベルトでした。グラフの中央部分で平成 30 年分の横ばい部分については記入を割愛しています。

最後に 24 ページになります。焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値 8,000 ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。令和 6 年度 7 月末現在の搬出先及び処理量については記載のとおりであります。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しています。令和 6 年度 7 月末時点での印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが埋立率が

29. 46%という状況です。

報告は以上です。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	令和6年度第2回印西クリーンセンター環境委員会配布資料2ページ目、令和6年度第2回印西クリーンセンター環境委員会の番号24番目、ここ間違えていて原山花の丘自治会なので直して頂きたいと思います。14ページ目のごみ質分析ですが、一番上に、測定日4月24日と書いてあるのですが、ごみ質分析（調査測定）は、またの機会に何回かやるということですよ。
[甲委員]	その通りです。

議題（2）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告】

令和6年度の次期中間処理施設整備事業の事業内容及び進捗状況となっております。8月末時点の進捗となっております。

前回から進捗のあったものにつきまして、ご説明します。

1番目の環境影響評価ですが、評価書の作成が終わり、10月に公告縦覧を予定しています。ごみ焼却場の都市計画決定の変更につきましても、10月に公告縦覧を予定しています。

この公告縦覧により、都市計画の変更手続きが完了します。

2番目のアクセス道路ですが、7月に契約が完了し、現在準備工を進めています。

今年度は、約400mに渡り、軟弱地盤対策工を進めることとしています。

3番目の仮設道路工事ですが、先日入札が行われ、現在契約手続きを進めている所です。

4番目の地域振興策としまして、地域振興策の基本設計に向けた検討準備として、各種委託業務を発注したところとなっております。

次の水道整備事業につきましては、印西市と5月に費用負担契約を締結し、設計業務や工事の発注等を進めております。

6番目の下水道につきましては、印西市において、下水道区域への編入手続きを進めています。

7番目の用地管理業務ですが、次期施設用地と地域振興用地の草刈りについては、6月に第1回目が完了しております。

次に5ページをご覧ください。令和6年度次期中間処理施設整備事業のスケジュールになります。変更点についてご説明いたします。

事業内容の1つ目の環境影響評価業務及び都市計画決定業務につきましては、並行して業務を進めておりますが、当初8月に手続き等の完了を予定しておりましたが、各種関係機関との調整により10月の手続完了へ期間を変更しております。

その他については、第1回の環境委員会で説明させていただいたとおりとなっております。

説明としては以上となります。

【質疑応答】

〔議長〕	説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいですか。
------	------------------------------

議題（３）【自治会からの質問事項の回答について】

自治会からの質問事項に対する回答について、組合からお願いします。質問事項はお渡ししているの、回答のみをお願いします。

質問 1

指定廃棄物の件

- (1) 2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は。
- (2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認の予定は決定し、実施されたか。終了している場合は結果を教授願いたい。

【回 答】

- (1) 特に進捗はございません。
- (2) 環境省より、今年度の指定廃棄物（放射性物質）の立入検査については、9月頃に実施したいとの連絡がありました。現在のところ、実施についての連絡は、無い状況です。

【質疑応答】

〔議長〕	説明が終わりました。質疑はございますか。なければ次お願いします。
------	----------------------------------

質問 2

- (1) 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表-7」排ガス中の重金属測定（調査測定）で測定結果の表の下に、「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛に3項目については、JIS K 0083（排ガス中の金属分析方法）に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」

との注があります。

これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更

されたい。への回答で組合側の資料の提供を約束しているが、何ら実行されないのは、真摯な態度とは考えられない。このような状況になるのはいかなる理由であるかを説明されたい。

【回 答】

(1) 今回の委員会の資料に、協定書の改正について資料6として添付させていただきました。

平成19年(2007年)度の協定書の改正では、1997年に改正された排ガス中の重金属部分の改正が行われ、測定できる金属の種類としてカルシウム、銅、亜鉛の3項目については、測定項目に入っていませんでした。

印西クリーンセンターの環境委員会発足時に他の清掃工場の環境委員会の運営等を参考とした際に、カルシウム、銅、亜鉛の3項目は、JIS K 0083の重金属類の排ガス分析に検査項目には無かったものの、令和4年度までJIS K 0083の測定方法を利用し測定した数値として、報告していましたが、令和5年度より測定項目から除外し、※印による注意書きと経緯を記載することとなりました。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	印西クリーンセンター環境委員会発足時にということが書いてあるのですが、ここで検査項目が無かったというJIS K 0083は無かったと書いてあるのに、どうしてそれを利用したと言えるのでしょうか。そのことは再三過去に申し上げているはずですが、そうではないのでしょうか。
[甲委員]	資料の報告書の中に利用し測定という記載があったことから、どういう経緯で利用し測定したということが、ちょっとわかりませんので、そのまま記載させていただきました。
[乙委員]	それは書いてはいけないことだと思います。確認が取れてないですね。
[甲委員]	ですので除外させていただいたと認識しております。 令和4年度3月ないし2月ですが、その時に除外したということで話伺っております。
[乙委員]	人の質問にちゃんと答えてください。 従来の算定方法を使用し測定したって書いて、これ矛盾してますよ。
[甲委員]	申し訳ありません。昔の資料が残っていないので、どうして掲載したかが、ちょっとわからない状況となっております。
[乙委員]	組合さんとしても代が変わられて、以前の方々の対応だった。現在の組合さんとしては、これ以上できないと。自分たちに非が無かったことですから、非を認めるのは抵抗があるということで、本件については、令和4年度第4回で、一応住民の方で、もうこの件は収束しましょうということになったので、もう多分この話は、永久に平行線。多分納得しないでしょうし。これはもう今後をもって終了しませんか。
[乙委員]	駄目です。ちゃんと組合の責任を持ってやっているわけだから、それをちゃんとやってくださいというだけです。

[乙委員]	これはまた追って、乙委員の皆さんで、どこで妥協点が見いだせるのか話し合いを継続してやっていけばと思います。
[議長]	次、お願いします。

質問3

住宅宿泊事業者（民泊）の件

「a.) 構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。 b.) 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか（印西市が4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している）。

(2) マンションのゲストルームを民泊として勝手に貸し出しする可能性があるという情報がある。要注意と思われる。

【回答】

a.) 千葉県のホームページ等により把握しております。

b.) 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により適正に処理するよう通知をしております。

(2) マンションのゲストルームを民泊として貸し出しているという情報は、把握しておりません。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	マンションのゲストルームを民泊として貸し出しているという情報は、把握していないというのは三市町でそう思っていると、そういう意味で言われていますか。
[甲委員]	はい、そうです。唯一栄町についてはマンション自体がないということはありませんが、他は把握していないという回答でございます。
[乙委員]	リストの更新が今までは1年に1回か2回だったのが、間隔が2か月か3か月と短くなっていると思うのですが。
[甲委員]	組合としては把握していません。
[甲委員]	印西市として、民泊の一覧に関しましては県のホームページで公開しております。2か月に一度くらい更新されているということは把握しております。
[甲委員]	白井市としても、印西市と同じでホームページの更新を把握しておりますが、今のところ白井市は一軒あるというところまでしか把握ができていないというところでは。
[議長]	次、お願いします。

質問4

会議録の作成が遅いのはいかなる理由か。

従来と比較すると、多少改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。

改善策は見だされたか。(会議の内容を文書化する文字起こしのソフトは多様であるが)への回答でワードの文字起こしに言及していたが、その結果はいかがか。

【回答】

昨年度中の委託による会議録の作成は、ホームページの掲載まで8週間程度かかっていましたが、ワードの文字起こし機能を利用し、5週間程度に短縮しました。現在、これが短縮としては一番早いものと考えています。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	第1回の議事録についてワードの機能を使って作成されたものですね。
[甲委員]	はい。そのとおりです。
[乙委員]	所要時間というのは、前回の、令和5年度第4回の議事録と比べて変わりますか。
[甲委員]	令和5年度第4回の議事録につきましても、ワード機能の文字起こし機能を使って試しにやってみたもので、結果短縮が出来て、議事録自体の内容も確認し、大丈夫であったことから、今年度はワード機能での議事録作成に方向転換しようとした矢先に、先ほどの確認ミスが起きてしまいました。すみませんでした。以上です。
[乙委員]	確認ミスと、それは全く別のことです。書かれた議事録の中身を見てチェックする機能というのは、各議事録署名人等がちゃんと持っているべきことで、注意すべき事だと思います。また、どうやって対策していくかというのがしっかりされるべきだと私は思います。
[議 長]	前回、私も議事録の署名を行いました。早く見なきゃいけないというのがありました。今回の議事録署名もありますので、気を遣って、見ていただければと思います。
[甲委員]	事務局の代表として私の方も署名させて頂いておりますが、内容を確認、精査させていただきながら署名の方をさせていただきたいと思います。今回はご迷惑をおかけいたしました。今後におきましては、今以上にやってまいりますので、よろしく願いいたします。
[議 長]	よろしく願いします。

質問5

(仮称)印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業(条例対象事業)の環境影響評価に関して

「千葉県の(仮称)印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業の環境影響評価で、環境影響評価委員会の答申(令和3年12月17日)と令和4年1月17日:

知事意見の通知はいわば宿題と思われるが、組合の対応は全く見えない。項目ごとに対応を説明いただきたい。」に対して、項目のみの説明があったが、不十分であった。

環境影響評価準備書が令和5年10月3日から11月1日まで縦覧、環境影響評価準備書説明会が令和5年10月21日、令和5年10月22日（日）を開催日として、環境影響評価準備書の意見の提出が令和5年11月16日を提出期限として行われた。

- (1) 環境影響評価準備書の「対象事業の施設の種類、規模、概要等」で、「燃焼施設」の「対象ごみ」に「脱水汚泥」が記載されているのはいかなる理由かへの回答は不十分なものである。進捗はいかがか。
- (2) 施設整備の算定に関して、方法書と準備書で数値の変更があるのはいかなる理由かへの回答は不十分なもので、その後の確認結果はいかがか。
- (3) 準備書の進捗状況はいかがか。

【回 答】

- (1) 印西地区衛生組合において計画している新たなし尿処理施設から排出される脱水汚泥について、記載したものです。

脱水汚泥については、衛生組合より打診は受けておりますが、扱いについて決定しているものではありません。

- (2) 方法書及び準備書の数値の変更につきましては、作成時点でのごみ処理基本計画の数値を基にしていることから、数値の変更が生じたものです。平成31年3月に作成したごみ処理基本計画の数値により方法書を作成し、令和5年3月に作成したごみ処理基本計画の数値により準備書を作成しているため数値の変更があるものです。

数値につきましては、減量化施策と人口予測等から稼働開始時以降の焼却量や災害廃棄物の焼却処理量が処理できる施設規模となっています。

- (3) 環境影響評価の進捗状況としまして、評価書の取りまとめが完了し、10月位に公告縦覧を予定しています。

【質疑応答】

[議長]	質疑はございますか。
[乙委員]	印西地区衛生組合からの脱水汚泥についてなんですけど、打診が来ただけですぐそこに書いてしまうのはいかなるものかなと思うのですが、これも約束してるから書くということですか
[甲委員]	衛生組合と約束してるのかということですが、先ほどの回答でご説明したとおり、現状において約束をしているものではございません。 打診は受けておりますが、扱いについては、まだ決まっているような状況ではございません。
[乙委員]	そうであったら書くべきではないと思うのですが、なぜそこを変えてしまうのでしょうか。
[甲委員]	脱水汚泥の扱いは、一般廃棄物の扱いになります。一般廃棄物は市町村が

	処理することになっておりますので、そこを踏まえて記載したものになります。
[乙委員]	それは当然だというふうに言っているわけですよね。
[甲委員]	当然と言っているわけではなく、先ほど言ったとおり、取扱いについては、現状では決まっておられませんので、ご理解をいただきたいと思います。
[乙委員]	決まってないけど、書いてあるのは変ですよ。決まっているものを書くのであれば、わかりますが、そうではなく、ただ打診を受けただけで、それで知ってますという、そういう約束があるから書いているのではないですか
[甲委員]	繰り返しのになってしまいますが、現状でそれを搬入するとかを約束したというものではございません。打診を受けているという状況にはなりますが、なんら約束はしていない状況です。
[議 長]	組合側としてもある一定の基準で計算したということなので、納得されな いかもかもしれませんが、そういうものと、よろしくお願いします。
[乙委員]	環境影響評価の評価書のとりまとめが完了し、公告縦覧ということですが、いつになりますか。 10月位とされていますが、明確な日にちは決まっていますか。
[議 長]	10月中ということですね。では、次に行きたいと思います。

質問6

次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会に関して

- (1) 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会の選定結果が公表されたが、内容は途中で公表しても、支障となるような内容でないことが多いと思われるので、早期に公表すべきであったと思うが、いかがか。
- (2) 同規模、同一会社の比較表を見ると、コストパフォーマンスが見られるか？

【回 答】

- (1) 第1回の次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会において、2回以降については、入札に関する実施方針や入札公告、募集要項、落札者決定基準等の審議内容であり、公平公正に事業者を選定するため非公開とすることとされたものです。
- (2) 建設工事の内容及び運営維持管理監理業務の詳細が確認できないため、一概にコスト比較は困難であります。価格点と非価格要素点を50：50として、総合評価一般競争入札を実施したことにより、優れた事業者提案をいただきながら、価格につきましても抑えられたものと考えております。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	質問のところの括弧2の記載ですが、コストパフォーマンスであってパフォーマンスではありません。
[甲委員]	修正させていただき、今後につきましては、注意を払っていきたいと思

	ます。
[議 長]	よろしく申し上げます。

質問7

協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。

今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない、組合の管理者が藤代健吾印西市長（令和6年8月6日現在）に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか？

レクチャーで環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。

【回 答】

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」の改正については、記載内容を修正するたびに修正部分のみを変更する溶け込み方式を採用しているところです。組合条例についても溶け込み方式を採用しています。

よって、現在の協定書は、記載されている内容が協定のすべてであると認識しています。

組合全体の概要につきましては説明をしておりますが、個別の詳細につきましては、今後説明していく予定です。

【質疑応答】

[議 長]	ありがとうございます。ちょっとですね、この溶けこみ方式を採用する場合でも、すべての自治会、町内会長の署名が必要になります。ちょっとした軽微な変更を行う場合でも、住民側代表である私の署名捺印だけではダメだと。
[甲委員]	よろしいですか、資料の最後にあります、当時、協定を締結しているすべての自治会の代表者が、連名で記名押印され、これと同じものが各自治会に一部ずつ保管されているはずですが。資料65ページに31自治会の押印があります。各市町と組合で1部ずつ保管している状況です。
[議 長]	私の名前もあってびっくりしました。 よろしいですか、次に行きましょう。

質問8

令和6年度印西地区ごみ処理実施計画について

令和6年度印西地区ごみ処理実施計画が資料として添付されているが、組合のホームページに掲載されていないのは、いかなる理由か。

【回 答】

令和6年度印西地区ごみ処理実施計画につきましては、組合ホームページトップ画面のお知らせでは掲示していませんでしたが、印西クリーンセンター内のごみ処理基本計画と同じ並びに、年度当初より、掲載しております。

【質疑応答】

[議長]	質疑等ございますか。
[乙委員]	年度当初より掲載しておりますと書いてありますが、何月何日に掲載されたのですか。普通新しいものが掲載された場合については、トップページに何が新しく掲載しているというNEWという記載があるのが普通だと思いますが。
[甲委員]	4月に入っての第1月曜日に掲載いたしました。今年度は4月1日です。
[乙委員]	素晴らしいですね。
[甲委員]	ごみ処理実施計画につきましては、毎年度、公表する義務があります。トップ画面のお知らせに記載しなくても法的には問題ないという判断で、トップ画面に掲載しませんでした。
[乙委員]	トップページのお知らせに掲載しなければ、更新された、改定されたものが出ていますよというのがわからないのではないですか。みんなに伝わらないのではないですか。
[甲委員]	掲載されている内容がわからないというのが、事実だと思います。次回から掲載できるようにして行きたいと考えます。

質問9

印西市がホームページに掲出している「一般廃棄物処理概要」で、「(6) ごみ処理コスト推移◎収集運搬コスト ◎印西クリーンセンター維持管理コスト」がなくなっているのはいかなる理由か？白井市、栄町も同様のデータを比較したいので提供を依頼したい。

【回 答】

指標に用います印西地区環境整備事業組合の決算額が定まったときに、ご指摘の内容を確定し追加するものでしたが、その作業が漏れたままの掲出になっておりました。

現在は、当該内容を追加、修正対応いたしまして、公開しております。

また、白井市と栄町では、一般廃棄物処理概要を作成しておりません。そのため、提供できません。

【質疑応答】

[議長]	質疑等ございますか。
[乙委員]	印西市は作成していますが、白井市と栄町は作成してないと書いてあるのは、どのような理由なのでしょう。
[甲委員]	白井市です。これにつきましては、作成したことはないということになり

	ます。
[甲委員]	栄町でも作っておりませんので、提供するものではありません。
[乙委員]	実際、一番関心があるのはコストの面でどうなっているかっていうところなのですが、それを除いた部分についても、自分の住む自治体でどうやって処理をしているのか、それを把握するために非常に重要な情報だと思えます。それを作らないのは、どうも腑に落ちませんね。
[議 長]	今後は、作成について検討はできるのですか。
[甲委員]	ご意見を参考にさせて頂いて、検討して行きたいと思えます。
[甲委員]	ご意見を参考にさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。
[議 長]	検討するという事ですね。

質問 10

印西市のホームページに「【随時更新】印西市の1人1日当たりのごみ排出量」が掲出されているが、反響等はいかがか。

【回 答】

直接ご意見等をいただいたことはございませんが、ホームページ等で情報を掲出することにより、市民のごみ減量に係る意識啓発や、減量化の推進につながるものと考えております。

【質疑応答】

[議 長]	ありがとうございます。
[乙委員]	掲載されて約一年位、二年位でしたか。市民の関心というものが本当に高まっているのか、情報がちゃんとその市民の中に入ってきているのか、というところが非常に気になるところです。ホームページのところに個々にカウンターがあるわけではないですよ。
[甲委員]	確認した数までは把握はできておりません。
[乙委員]	東京都23区内とかでは、ずっと前から表示してるんで、そういう点からすれば、そういう所に近づいたという意識だと思えます。
[議 長]	よろしいですか

質問 11

組合ホームページで、「環境委員会だより」に NEW が表示されていないのはなぜか

【回 答】

「環境委員会だより」の NEW マークにつきましては、更新作業において表示が抜けてしまったことから、注意を払い更新作業を行います。

【質疑応答】

[議長]	今後は、そのように改正するということですね。 よろしいですか。
------	------------------------------------

質問 1 2

「報告事項操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2)

- ①排出ガス測定区分 水銀 (Hg) の定量下限値がガス状 0.11 粒子状 0.0011 合計 0.11 と表示されているのは、いかなる理由か？数字の根拠を示されたい。
- (2) 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2)②排出ガス測定 (ダイオキシン類) の【2. 焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】の 1 号炉の測定値が 0 と記入されているが、正しいのか？
- (3) 14 ページの最下部に「※放射線測定器 (環境放射線モニタ PA-1000 Radi) は年 1 回専門業者へ点検に出しています。」という記載があるが、較正ではないのでしょうか。昨年度の期間はいつか。点検の期間は測定を行わなかったのか？への回答をされたい。

【回 答】

ガス状 0.11 と粒子状 0.0011 の根拠については、環境省から出されている排ガス中の水銀測定についての中「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について (第一次答申)」の中の定量下限を参考としており、合計値の表示は、事業者の負担を軽減する観点から、排ガス中の全水銀に占める粒子状水銀の質量比が十分に低いことが確認できた場合には、ガス状水銀のみの測定結果をもって全水銀の測定結果に代えることができるとされています。

- (2) 平成 16 年 12 月 27 日環境省告示第 80 号別表「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法」で測定したところ事業者から 0 と報告を受けたことから記載しているものです。
- (3) 専門業者からの請求書等の記載で点検料となっていたことから、点検とさせていただいているところです。点検終了の際には、校正証明書が発行されています。また、令和 5 年度につきましては、令和 6 年 2 月 2 日に実施しております。点検の期間は、代替りの測定器を用意し、測定しています。

【質疑応答】

[議長]	ありがとうございます。質疑ございますか。
[乙委員]	このガス状水銀のみの結果をもって、全水銀の測定結果に変えることができるとされていると書いてありますが、これに当てはめる理由は何でしょうか。印西クリーンセンターに当てはめる理由は何でしょうか。
[甲委員]	報告のあった測定委託をしている業者に確認したところ、そういう回答でございました。
[議長]	それ以上の回答はないってことですね。

[乙委員]	質問するときに、相手の回答に対して素直にそれを受け入れるのではなく、その回答で相応しいかどうか納得できるかどうかを加味した上で、確認してもらえればと思います。
[乙委員]	(2) で0と報告を受けたことから記載していますとのことですが、どういう意味の0だったのでしょうか。
[甲委員]	計測機器での計測の際に、測定値として0と測定結果が出たことから0という記載であったと、検出されなかったものと認識しております。過去に同様の表記があるか確認したところ、令和2年度にも測定値が0の記載があったことから今回についても0と表示させていただきました。
[甲委員]	少し補足させていただきたいと思います。 水銀の測定値ですが、計量法やJISでは二桁の有効数字にするという規定があります。0.001と0.11を合計すると0.111で有効数字を二桁というのは数字になっている部分、上から二つが有効になるので0.11という表記になります。次のダイオキシンの測定は、定量下限値を下回ったもの。まあ検出限界があるので、そこを下回った場合0という表記ができるということになっているので、0という表記になっていると思います。
[議長]	いかがですか。
[乙委員]	それはそれでよいのですが、それを理解したうえでの説明かというところが大きな問題だと思います。
[議長]	よろしくをお願いします。

質問13

次期中間処理施設整備事業で、

- (1) 印西都市計画ごみ焼却場の変更に係る案の縦覧は終了したが、その後の進捗状況は？
- (2) 環境影響評価の進捗状況は？
- (3) 水銀除去設備はどのようなものか？

【回答】

- (1) 都市計画変更手続きとしましては、環境影響評価と並行して進めております。
都市計画変更手続きとしましては、令和6年7月31日開催の印西市都市計画審議会において、付議された議案第1号「印西都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（都市計画決定）について」により審議した結果原案のとおり決し、都市計画決定権者である印西市において、答申を受け、千葉県協議についても「意見なし」の回答をいただき、都市計画決定され、令和6年10月位に都市計画変更の公告・縦覧を行い手続きが完了する予定です。
- (2) 環境影響評価の進捗状況としまして、評価書の取りまとめが完了し、10月に公告縦覧を予定しています。
- (3) 次期施設で導入する水銀除去設備としましては、バグフィルター入口に活性炭を吹き込む有害ガス除去設備がございます。

煙突に設置された排ガス計測器によって水銀が検知されると、バグフィルター入口の活性炭吹込み量を増加させ、活性炭によって吸着された水銀はバグフィルターによって捕集します。

【質疑応答】

[議長]	はい、ありがとうございます。質問はありますか。
[乙委員]	(3) のところで、有害ガス除去設備の下に排ガス計測器によってと記載がありますが、これは実際、その計測器が、操業しているときは24時間、常に監視しているという理解でよろしいですか。
[甲委員]	そのとおりです。
[乙委員]	過去に水銀の自動検出器を付けて欲しいとお願いしたら、その時はつけないと管理者と副管理者に説明したと聞いていますが、今回、新しく作るから初めから付けるということですか。
[甲委員]	今回の次期施設につきましては、要求水準書、提案書の中で、常時計測を行うことになっていきますので、そういった設備を整備するというごさいます。
[議長]	補足ございますか。
[甲委員]	次期施設につきましては、最新の機械を入れるわけですから、より一層、排ガスのクリーン化に務めていきますし、事業者からもそういう提案が上がっていることから、そのような機械を設置することになるかと思えます。
[議長]	はい、ありがとうございます。

質問14

事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg（消費税込・10kg未満の場合270円（消費税込み））から310円/10kg+消費税に変更されるとのこと、周辺の同業者と比較して競争力はあるのか？

【回答】

令和6年10月1日より事業系一般廃棄物処理手数料を310円/10kg+消費税に変更予定ですが、これはごみ処理経費の増加に対応するためのもので、受益者負担の原則による処理手数料の改正となります。

また、県内他市町村の状況については確認しておりますが、上記理由による改正であり、他市町村等と競うものとは考えておりません。

【質疑応答】

[議長]	質問はありますか。
[乙委員]	県内、他市町村の状況について確認しておりますとの記載がありますが、いくつかのところで確認したのですか。
[甲委員]	県内の全市町村と、県内市町村で共同設置している組合の、ごみ処理施設の料金についてを確認しております。
[乙委員]	その中で、組合よりも高いところはあるですか。低いところもあると思

	ますが、高いところが気になります。
[甲委員]	当組合よりも高い料金設定となっているのは、佐倉酒々井清掃組合で、10kg当たり350円となっています。安価なところは、南房総の方で10円台で処理しているところがありましたが、資料を持ち合わせていませんので詳細につきましては、申し上げられません。
[議長]	ありがとうございます。よろしいですね。

質問 15

放射性物質の測定結果に関する報告から

住民側委員の月に1回測定している放射性セシウムの測定結果に関する質問で、「令和5年度は、飛灰が2月は63ベクレル、3月は95ベクレルであったが、令和6年度になると飛灰が4月で230ベクレル、5月は240ベクレルで3倍くらい上がっている。主灰も令和5年で2月は23ベクレル、3月は26ベクレルだったが、令和6年度では4月は67ベクレル、5月は40ベクレルと上がっている。この理由はありますか？」

これに対する組合の回答は、「それは、組合側も気が付いていた。測定会社が、令和5年度は永山環境科学研究所が行っていたのが、令和6年度から上総環境調査センターに代わったので、測定方法に違いがあるのかなど調べて次回にご報告します」。

- ・ 調査結果をご報告願います。

【回 答】

【測定者について】

- ・ 令和5年度の放射性物質測定業務は、株式会社永山環境科学研究所です。
- ・ 令和6年度の放射性物質測定業務は、東京テクニカル・サービス株式会社です。

【測定方法について】

- ・ 令和5年度の放射性物質の測定については、機器（NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ）を用いて測定を行っていました。分析条件については、測定試料：主灰・飛灰、測定時間：1,200秒、検出下限値：10Bq/kg、測定試料量：900g程度の試料量で測定を行っていました。
- ・ 令和6年度の放射性物質の測定については、機器（ゲルマニウム半導体検出器）を用いて測定を行っています。分析条件については、測定試料：主灰・飛灰、試料容器：U-8容器、測定時間：2,000秒、検出下限値：10Bq/kg 測定試料量：120g程度の試料量で毎月測定を行っています。

【測定結果について】

令和5年度及び令和6年度の放射性物質の測定については、放射能濃度等測定方法ガイドライン（環境省平成25年3月第2版）で定められた方法で測定を行い、月に毎月、測定結果を報告している状況です。

【質疑応答】

[議長]	質疑ございますか。
[乙委員]	前回の会議で聞いたとき、令和6年度は、上総環境調査センターに変更になったというお話で、その数値が従来の測定値よりも3倍ぐらい上がったので、どうしてかと聞いたら、組合側もそれに気がついていましたと、結果が分かったら報告しますと。また、測定会社が変わっていて、東京テクニカル・サービス株式会社が変わった理由はなんですか。その両方の説明をお願いします。
[甲委員]	測定会社につきましては、第1回の会議録を見ていただきたいです。そこには環境測定という説明で、環境測定については、上総環境調査センターで間違いありません。その説明だけで終わらせてしましまして、放射能測定につきましては東京テクニカル・サービスとなります。改めて測定会社を報告した状況です。そして、もう1つの数値というのは何を言われていますか。
[乙委員]	私の質問に書いてあるとおり、従来は、飛灰が63ベクレルとか95ベクレルだったのだが、それが4月から230とか、5月は、240とか3倍に上がったと。この数値が毎回報告されているのに今回はどこに報告されているのかなと見たら、私は見つけられなかった。
[甲委員]	19ページに測定結果が書かれています。下段に7月までの主灰・飛灰の測定結果が書かれています。基準値が8,000ベクレルという中で、令和6年7月の数値で言うと、主灰が53、飛灰が130の値で推移している状況となります。
[乙委員]	これは従来の値よりも高いですね。前は100以下だったのが。4月、5月が230とか240、6月、7月は140、139。これ両方とも高いので、測定方法の違いでこんなに値が違うものかということなのですが、その辺りは、どう判断されていますか。
[甲委員]	測定については、国のガイドラインで定められた方法により測定を行っております。機器や測定条件というものが、会社によって違っております。毎月測定を行った結果については、国へ報告をしております。国からは、「放射能測定濃度のガイドラインどおり測定を行っている。」と言われております。
[乙委員]	国に報告しているというだけで私の質問には答えてくれてないのですが、なぜ会社が変わるとこんな高くなるのか。という質問の回答を、もう一度お願いします。
[甲委員]	測定機器及び測定方法が変われば数値というものは同じということはない状況です。測定方法について、条件等も調べた内容を報告している状況です。
[乙委員]	高い結果が出る会社を選んだということですね。測定方法というのは、会社が決めるわけではないですね。
[甲委員]	放射能測定濃度のガイドラインは国で定めております。測定機器から測定方法まで書かれている条件の中で、令和5年度、令和6年度の測定業者は、

	放射能測定を行っております。
[乙委員]	わかりました。平行状態なので、質問は、これで終わります。
[議長]	はい、よろしいですか。16番いきましょう。

質問16

プラスチック資源循環法の施行

前回の環境委員会で容器包装以外のプラスチックごみについて小生の質問に組合は次のように回答されました。

- ・住民は現在使用中の容器包装用の袋に入れて出せる。
- ・対象のプラスチックは、容器包装以外の資源化できる製品プラスチックで、100%プラスチック製の製品で、中間処理の関係で、大きさが50cm以下のもの（それより大きければ砕いて回収袋に入るなら出せる）で厚さが5mm未満のもの。
- ・汚れた製品プラスチックは洗って汚れが落ちれば出せる。
- ・回収は令和7年10月から開始するが、住民への説明・周知は令和7年4月から行う。住民から要請があれば、説明会を開催する。
- ・資源ごみとして出したプラスチックは、容器包装プラスチックと一緒に組合が指定する業者（現在は㈱佐久間）が回収し、資源化する。
- ・今年の7月に白井市のある地区で実際にプラスチック製品を集めてもらうモデル地区収集事業を実施します。6月にはその周知を行ったが特段問題はなかったと聞いています。
- ・⑥ 可燃プラスチックは燃やすごみの中に含まれる資源化できないプラスチックのことを指しております。…「令和7年度中から中止を開始する資源化プラスチックごみとは別の物ということになります」
- ・⑦ 現在達成目標の進捗状況の公表は、「排出原単位」を考えておりまして、個々の数値の計測は考えておりません。

そこで質問します。

- ①資源化出来る製品プラスチックは、何故大きさが50cm以下なのか、環境省の指示とは？それ以上大きいと単に今のプラスチック製容器包装の袋には入らないからだということですか？
- ②回収できるプラスチックごみの厚さは、何故、5mm未満なのですか？5mm以上あれば処理できない理由を教えてください。
- ③製品プラスチックが50cm以上あれば、砕いて50cm以下にすればいいと言われますが、金づち等で砕いた時、破片が飛び散るので危険です。また年寄は力がないので出来ません。粗大ごみに出すほど大きくなかったら、「プラスチック」と名札をつければ回収業者が細かくする？
- ④7月に白井市で実施した「モデル地区収集事業」の成果は出ましたか？問題点等ありましたか？
- ⑤ 組合は、この施行は白井市と印西市が協議しながら進めると言っておりますが、何故、栄町が参加しなかったのですか？栄町は以前からプラスチックを燃やさないで

資源化していた？

- ⑥ 新たに回収する製品プラスチックは100%プラスチック製のものと説明されますが、どの程度ですか？金属やゴム等も混じっていると思われませんがどの程度なら許容されますか？
- ⑦ 組合の回答⑥で、「令和7年度中から中止を開始する資源化プラスチックごみとは別の物ということになります」の意味が分かりません。
- ⑧ 組合の回答⑦で、「現在達成目標の進捗状況の公表は、「排出原単位」を考慮しており、個々の数値の計測は考慮しておりません」は何のことですか？「排出原単位」とは何のことですか？

組合が決めた「燃やすごみの中の可燃プラスチックを令和10年度までに約40%削減する（家庭）や、燃やすごみの資源化可能プラスチックを令和10年度までに約70%削減する（家庭系、事業系）」は、測定できないということですか？測定できない方針をどうやって評価するのですか？

- ⑨ 施行後の成果（可燃ごみから製品プラスチックが資源物としてどの程度回収されたか）が、測定できないのなら、クリーンセンターで年4回測定し環境委員会で報告されている「ごみ質分析（調査測定）のプラスチック類の測定値」を見ればその傾向が把握できます。令和5年度のプラスチック類の平均値は、34.3%でしたが、毎年、ほぼ一定しています。可燃ごみのプラスチック類が資源物になれば、この値が減少するはずですが、ぜひ検討して下さい。

【回 答】

- ① 対象となる製品プラスチックの大きさにつきましては、環境省の「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」に基づくもので、プラスチック製容器包装用の指定袋は、住民が出しやすくするために使用するものです。
- ② 対象となる製品プラスチックの厚さにつきましても大きさと同じく環境省の「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」に基づいているもので、それに基づき容器包装リサイクル協会の入札は、容器包装プラスチックのみか、容器包装プラスチックと製品プラスチックの混合物の2種類となっており、組合での製品プラスチックの再資源化については、容器包装リサイクル協会に委託している関係上、混合での再資源化となります。
- ③ 50cm以上の製品プラスチックを捨てる方がそのものを砕くことが不可能な場合は、可燃ごみとして出していただくか、製品プラスチックとして出された場合、中間処理の過程で再資源化が不可能なものや不適物が取り除かれ、処理されることとなります。
- ④ 7月に実施したモデル地区収集事業の結果につきまして、製品プラスチックは、全体割合の6%という結果になりました。

特段問題点等はありませんでしたが、収集に対する課題といたしまして、対象物の周知方法は、もちろんですが、ペットボトルをプラスチック製容器包装用の袋に入れて出すものと勘違いされていると思われる方が見受けられました。

- ⑤栄町の収集運搬は、組合ではなく、町単独で行っていることから、製品プラスチックの再資源化は、栄町が独自に行うものとなっています。
- ⑥対象となるものは、100%プラスチック製のものとなりますので、程度に関わらず、金属やゴム等が混じっている時点で再資源化が出来ません。
- ⑦「令和7年度中から中止を開始する資源化プラスチックごみ」につきましては、「令和7年度中から収集を開始する資源化可能プラスチックごみ」の誤りです。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。
- ⑧毎年度、ごみ処理基本計画の基本理念及び基本方針の実現に向けた施策の達成目標に対する進捗状況につきましては公表しておりません。ごみの減量化につきましては、毎年度公表している排出原単位から読み取っていただくものと考えています。
- また、ごみ処理基本計画では、数値目標について、令和10年度を中間目標年として、家庭系ごみの排出原単位、事業系ごみ排出量、リサイクル率の数値目標の達成状況から、計画の進捗状況を確認するとともに、その結果をもとに数値目標や施策の見直しを行うこととして、その内容をホームページ等で公表することとなっています。
- ⑩プラスチック類の測定値につきましては、ごみピットに存在する、各家庭から排出された汚れの落ち切らない容器包装プラスチックや、現在、可燃ごみとしている製品プラスチック、事業者から出されたリサイクルルートの無いペットボトルなど、プラスチック類全体が報告されています。このプラスチック類が多少なりと資源として活用できれば、プラスチックごみが減少すると思われれます。以上でございます。

【質疑応答】

[議 長]	はい、ありがとうございます。質疑ございますか。
[乙委員]	<p>いろいろ、これも時間の限りがあるのであまり詳しくはできないのですが、最初に感じたのは組合が決めた30cmとか厚さ3mとかは、出す人は一般家庭のあの住民ですから、少々の数字が、例えば31cmだったらダメだとか、5mmとか6mmとか判断するのは、家庭では無理なので、ある程度の許容範囲を決めてほしいと言うことを訴えたかったわけです。</p> <p>それからプラスチック容器包装以外のプラスチックを減量化する。要は今で燃やしていたものを再利用できるものに変えるという。これは、すごくいいことなのですが、その数字が計画書には、10%減らしますと言う数字で出ているのかかわらず、実際に測定はできないわけなのですよね。同じ黄色い容器包装のプラスチックの袋に入れた後、その中で製品プラスチックは、何パーセント入っているかは、調べようがないとか、調べたら大変な作業になるので、それで組合も数字は出せないということなのでしょうけども、ごみ質分析で毎月、何が何パーセント入っています—例えば今日も出ましたけど、プラスチックが30何パーセント燃えるゴミに入っていましたと。こういう数字があるのだから、それを利用すればプラスチックが燃やすゴミになっているか、資源に回っているかというのはある程度わかるので、それで判断されたらどうですかというのが私の提案です。以上です。</p>
[議 長]	質問に対して回答が①から⑨までありますが回答全般に対する乙委員の感想なり、要望ということですか。そういうことでよろしいですね。

[乙委員]	<p>あともう一つありますね。プラスチック100%プラスチックでない資源に出してはいけないという組合の方針なのですけれども、例えば紙を貼っていたりなんかというのは、必ず製品についていますよね。紙でもダメなのですかね？100%というのは少し極端ではないかと私は思うのですけれども。これ、我々が今度、住民に説明をしなければいけない。必ずこういう質問がきますから、そこら辺ある程度許容範囲を考えてやるべきではないかと言うのが私の考えです。</p>
[甲委員]	<p>例えばバケツを例にとりますと、購入した際は紙が貼ってあって、セロテープでその紙が止められたりしています。バケツなど製品で使うだけでしたら取れると思います。あとお風呂の椅子とかたまたまシールが貼ってあります。ただ、そのようなシールもプラスチック製でできているものがあるので、紙製というものは水を使う関係で結構剥がれたりしているのは紙ですね。中間処理の段階で弾かれていくことになると思います。ただ、積極的にやって欲しくないですね。そういったものを容器包装リサイクル協会が時々検査しまして、そのようなものが混ざっていると混ざっていない場合、A判定のものがB判定、C判定だったり、悪く判定された場合に、値段が安くなるというよりも、リサイクルにかかる費用多く取られてしまう。そういったことがあるので、極力あの混合物のないものを出して・・・。</p>
[乙委員]	<p>100%というのは極端ではないかと住民に100%きれいなものを出せというのはおかしいのではないかと思います。</p>
[甲委員]	<p>環境省から出されているプラスチック使用製品廃棄物の分別中の定義に100%という記載があるので。</p>
[議長]	<p>それでは、最後に行きます。17番お願いします。</p>

質問17

管理者の変更

7月21日に行われた印西市の市長選挙で、12年前に現職の市議会議員であった板倉正直氏が、当時、現クリーンセンターの数百メートル離れた所に次期ごみ焼却施設の建設が決まっていたが「駅前にごみ焼却施設を建てさせない！」として立候補し当選し、その結果、吉田地区に新クリーンセンターを建設することになりました。板倉氏は市長を3期12年務めました。今回の市長選では「クリーンセンターの完成を見届ける」として4期目の立候補をしましたが落選しました。

今回新市長に当選した藤代健吾氏（39歳）は、早稲田大学政経卒（ワシントン D.C 留学）で、国際協力銀行（香港駐在）等を経て現在は印西でまちづくり会社を創業した経営コンサルタントで、「日本一、世界一を目指し、全ての市民と印西市の未来を築きたい」として立候補し当選。

そこで、質問します。

- ①当然、印西地区環境整備事業組合の管理者は板倉正直氏から藤代健吾氏に代わると思いますが、いつから藤代健吾氏が管理者に就任しますか？
- ②新任の藤代健吾管理者は、現在のクリーンセンター及び新クリーンセンターについて

どのようなポリシーを述べていますか？印西市の立ち上げに忙しいので後回しですか？

【回答】

- ① 令和6年8月6日に開催した管理者・副管理者会議におきまして、藤代健吾印西市長が管理者に選任され、同日付で就任しております。
- ② 現印西クリーンセンター及び新クリーンセンターのポリシーについてですが、現クリーンセンターについては、引き続き安全・安定した操業の堅持に努めることとして理解しております。新クリーンセンターについては、市民・移転先の方々の合意形成を進めながら整備を推進、また、施設から生じる排熱を活用し、地区の方々や民間企業のノウハウも活用しつつ、自然豊かな地域資源を活かしたにぎわいを創出する旨、マニフェストとされていることを確認しております。

【質疑応答】

[議長]	質疑ございますか。
[乙委員]	① は、OKです。②ですけれども新しい管理者になられた藤代さんですから、彼は自分の印西市のホームページだと思っておりますけれども、あの自分のポリシーとか考え方を述べています。それによると、市民の意見を一番大事にするという言葉がありました。それから私は期待したいのは、この環境委員会に新管理者である藤代さんが一度来てほしい。自分がどういうクリーンセンターを運営しているかということの考え方を教えてほしい。述べてほしい。というのがこの質問の一番の私の狙いです。これはできるでしょうか。忙しいと言うのでしょうかけれども、今までこの環境委員会に管理者が出たこと一度もありません。今度は、十年ぶりに代わりましたので。しかも市民、住民の意見を一番尊重すると言っている市長が管理者になったわけですから、この環境委員会で一度来ていただいて、委員会を最後まで居ろとは言いませんけれども自分のポリシー、これを我々の前で述べてほしい。クリーンセンターに対するポリシーですね。市のポリシーではなくてということです。
[甲委員]	申し訳ございませんが、こちらの管理者が印西市長でございますので、かなりタイトで毎日忙しい日々を公務に努めておりますので、その時間をさけるのであれば、そういう申し出をしたいと考えておりますが、その時間が取ればということになります。だからお約束はできませんけれども、そういう旨のあったことは、お伝えすることが可能かと考えております。
[議長]	ありがとうございます。他にございますか。

その他質問および回答

[議長]	それでは、ちょうどまだ10分時間残しておりますが、その他何かご意見等ございましたら。
[乙委員]	今の管理者の変更というところで質問があるのですが、マニフェストで約束しているからということと、あとこの組合のこのところでやることについて同一というふうに行かないと思うのですけれど、このところはどのようなのでしょうか。約束したっていうのは、マニフェストっていうのは、それ印西市の人たちに対してだけやったものであって。それはちゃんと選挙の時に広報で流れたものなのか、それともマニフェストって呼んでいるものを各自、家のところにポストに投函したものがあって、それをマニフェストとして言っているのでしょうか。そのあたり整理して欲しいのですけれど。
[議長]	いかがでしょうか。
[甲委員]	私も見たもののみでお答えしますと、これは難しいところではあるのですが、市長の個人的なホームページが出ているかと思えます。そこにマニフェストとしてずらっと書いてあるのが載っていたと思えます。市長個人のホームページでそちらのほうにマニフェストとしていろんなことが書いてあり、その中の一つとしてこの新クリーンセンター、そういうのも書いてあったと思えます。
[甲委員]	補足をさせていただきます。私どもでその市のホームページをまだ見てございません。ですが選挙になる時にマニフェストというものを配り、各世帯にお配りしていたと思えますが、それを見る限りではそういう内容が記載されたというのは、私どもで確認をしております。以上でございます。
[乙委員]	それはホームページに表示されているものがいつ更新されたものとか、それがちゃんとはっきりしないとまずいなと思うのですよ。ホームページは簡単に書き換えられるので。だからちゃんと印刷物になっている。ホームページでもいいですよ。いいけど、ちゃんとそのシステムがはっきりしたものでないとまずいなと思えます。例えば市の選挙の時に選挙公報が出るので、そこにはっきり書いてあることは市民に対して約束していることなので、そこらへんあたりのところをちゃんと区別されているのでしょうか？
[甲委員]	こちらはマニフェストですから。印西市の選挙に出られる市長選でのマニフェストですので、それが直結するものというふうには考えてございません。これについての説明というようなことも組合の方は、受けておりませんので、この場は三市町の組合でございますので、それが決定するものではないものと考えております。以上でございます。
[乙委員]	すみません。一つだけ質問します。私の町内会の会員からあの温水センターはいつまで運営しているのですかと聞かれて、わたしも答えに窮したのですが、それは嘘だと思うのですけれど、温水センターは、いつまで運営しているかということをお教えてください。
[甲委員]	現在、指定管理ということで運営してる方と契約を結んでおりますが、契約期間としては、令和9年9月末まで。これが契約期間として今、結んでいるような状況でございます。

[乙委員]	9月末までは、動いているということですね。
[甲委員]	令和9年の9月までということをお願いしたいと思うのですが、そこは今の指定管理者とは契約を結んでおります。
[乙委員]	10月から止まるということ考えていますか。
[甲委員]	現状では、そこまでしか契約を結んでおりませんので、そういうことになるかと思えます。
[乙委員]	わかりました。
[議長]	あと3年半ということ。はい。それ以外ございますか。
[乙委員]	39ページのところの放射性物質の測定結果に関する報告からの回答になりますけど、令和5年度の時の永山環境科学研究所で測っている100ミリグラム濃度。これの時のキャリブレーションをやったときの結果とか聞いていただけますか。それと、令和6年で東京テクニカル・サービスというところがやっているのですが、そこについても必ず、普通は標準物質があって、それを使ってキャリブレーションしていると思うので。そうすると同じようなものを使ってやっていけば、その差がというものが見られるのではないかなと思えますけど。ただ、永山さんは契約が無いから過去のことについて教えていただけるかどうか分からないところがあるのですけれどもそういう気がします。ゲルマニウム半導体検出器の方がシンチレーションスペクトロメーターより10倍程度精度が高いので。高い点があつて当然かなというように気がしますけど。
[議長]	その他ございますか。ちょうど11時50分になりました。最後、私から今日、いろいろと住民側の方から改善、要望、いろんな要求ございました。今後は、普段の運営の中でみんなそういうものを取り入れる、検討するというのを前向きにさせていただいて会議録になるべく厚みを、深みを持たせるように宜しくをお願いしたいなと思えます。 はい。以上もちまして議事進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

[事務局] それでは、以上もちまして令和6年度第2回環境委員会を閉会いたします。
本日は、お忙しい中、ありがとうございました。